

## ●第二期 日進市子ども・子育て支援事業計画の策定について

### 1 概要

「日進市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村の行動計画として位置づけられるものです。

第一期の「日進市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度（平成31年度）で計画期間の5年間で満了することから、平成30年度に実施した教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みに対するニーズ調査を踏まえ、第二期の計画を策定するものです。

第二期の計画では、引き続き子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学齢期にいたるまでの期間を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長できる環境を整備することを目指します。

### 2 策定スケジュール（見込み）

令和元年	6月	作成支援事業者と委託契約
	6月～10月	骨子・計画素案の作成
	10月	第2回子ども施策推進委員会
	10月～12月	委員会等の意見も踏まえパブリックコメント用計画（案）を作成
	12月	第3回子ども施策推進委員会
	12月～1月	パブリックコメントの実施
	1月～3月	計画及び計画の概要版を作成
	3月	第4回子ども施策推進委員会 計画の完成

### 3 その他

第二期の計画策定に向けて、国としては子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を7月ごろまでに改正し、新たな手引きを策定する予定となっています。国の改正後の基本指針や手引きが公表され次第、随時、計画策定に反映させていく予定です。